

第11回鳥取地方裁判所委員会及び第11回  
鳥取家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 開催日時

平成20年9月29日（月）午後1時30分～午後5時

2 開催場所

鳥取地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

朝日貴浩（地裁委員），海野龍一（地裁委員），奥野隆一（家裁委員），小倉哲浩（家裁委員），川口真一（地裁委員），佐藤洋子（家裁委員），助川鶴平（家裁委員），高橋敬幸（地・家裁委員），田中澄夫（地・家裁委員），虎井佐恵子（地裁委員），三浦修二（家裁委員），森中栄（地裁委員），渡辺恭子（家裁委員）

（事務担当者等）

地裁：谷野事務局長，森田刑事首席書記官

家裁：家室事務局長，上中首席家裁調査官，渡辺総務課長，宮部総務課課長補佐（書記）

4 議題

- (1) 委員長互選
- (2) 報告事項
- (3) 裁判員裁判「模擬評議」について
- (4) 次回開催テーマ等

5 議事

- (1) 非公開部分について

今回の議事は全て公開とする。

- (2) 議事進行について

各委員会の委員長互選までは渡辺総務課長が、各委員長互選以後は各委員長が議事を進行させる。

(3) 各委員の紹介

(4) 委員長の互選

ア 鳥取地方裁判所委員会

委員長の選任に関し、各委員から次のような発言があった後、田中委員を委員長に選任した。

(ア) この委員会の設立趣旨は、裁判所からの諮問に応じて意見を述べるということであり、国民が主人公として委員会を活発なものにするために設立されたものである。そういうことからすると、委員会は裁判所主導で運営するものではなく、委員長は裁判所長以外の市民から選ばれることが、この委員会にふさわしいと考える。

(イ) この委員会が諮問を受けるのは、司法行政の機関である裁判官会議であり、裁判所長が裁判所委員会の委員長を務めたとしても、同一の立場ということにはならず、諮問、答申という関係においては問題ない。裁判所の運営を承知している立場にある裁判所長が委員長になった方がより活発な議論ができるのではないかと思われる。裁判所長が委員長になるのがよいと考える。

(ウ) (ア)の意見を取り入れて、企画、運営面について委員長、副委員長という体制で進めるのはどうか。

(エ) 裁判所長が委員長になることには抵抗があるが、現時点ではどちらの形が良いのか分からないので、従来どおり裁判所長が委員長でよいと思う。

(オ) 事前に打合せをしたり、物理的、時間的にも諮問に応じて委員会を運営していくには、従来どおり裁判所長が委員長をするのがよいと思う。

(カ) 物理的、時間的に、裁判所委員の方が都合がよいということから決めるべきではないと考える。

イ 鳥取家庭裁判所委員会

委員長選任に関し、各委員から次のような発言があった後、田中委員を委員長に選任した。

- (ア) 裁判所以外の者が委員長をするのがよいと思う。
- (イ) 地家裁の委員会を一緒にやる形になっているのなら、二つに分けて開催する際の物理的な問題がある。裁判所長が委員長になるのが適切と考える。
- (ウ) 裁判所委員会を二つに分けるには問題があるという意見があったが、本来予定しているのは、地家裁それぞれに課題があり、別々に議論をする方がより活性化に資するのはいうまでもない。別々に委員会を開催していたのが、たまたま何かの事情で合同開催となったとしても、地家裁別々に決まった委員長が、例えば会ごとに司会進行を代わってすることも可能であり、裁判所長以外の委員が委員長をするのがよい。
- (エ) 裁判所が委員会の議事を誘導したりするというような運営上の疑義があってはならない。そういうことがないように裁判所も自戒しなければならないと考える。内部的な庶務事務を見ると裁判所長が委員長の方が事務手続は速やかに処理できるという面はある。裁判所長が委員長になったとしても、各委員の方が、活発に意見を述べていただき、健全に委員会が運営していけるものと思う。
- (オ) 家裁委員会が地裁委員会と同じ委員長でなければならないということはない。

(5) 地裁委員会・家裁委員会の各委員長の職務代理者の指名

ア 鳥取地方裁判所委員会

朝日貴浩委員が指名された。

イ 鳥取家庭裁判所委員会

小倉哲浩委員が指名された。

(6) 報告事項

ア 模擬裁判について

鳥取地方裁判所において実施された、3月4日から同月6日までの模擬選任手続及び模擬裁判の結果、7月9日及び10日の模擬選任手続及び模擬裁判の結果について報告があった。

イ 広報企画の新聞掲載について

新聞で継続的に裁判所を照会してもらえるような広報企画の状況について、新聞掲載の結果を中心に報告があった。

(7) テーマ裁判員裁判「模擬評議」について

ア 出席委員全員で最高裁判所制作の裁判員裁判の模擬評議用DVD「審理」（強盗致傷の事案で、事案の概要及び当事者の主張は別紙第1のとおり）を視聴した後、小倉委員を裁判長役とし、1号委員9人を裁判員役として模擬評議を行った。

イ 意見交換要旨等は別紙第2のとおり

(8) 次回の開催テーマ等について

次回の鳥取地方裁判所委員会及び鳥取家庭裁判所委員会を合同開催とし、開催日時は平成21年3月11日（水）午後1時30分とする。テーマは、裁判員裁判施行前の準備状況、成年後見制度の利用状況及び少年審判における被害者配慮制度についてとする。

（閉会后、希望委員において裁判員裁判用法廷、評議室及び裁判員候補者待機室の見学を行った。）

以 上

(別紙第1)

## 事案の概要及び当事者の主張

### 1 事案の概要

被告人(20歳)は、通行人から現金を奪い取ろうと考え、平成21年5月27日午前4時ころ、甲県宝市長沢2丁目の路上において、被害者(当時36歳)に対し、握りこぶしで顔面を数回殴り、首を絞めるなどの暴行を加え、その間に「金を出せ。出さんと殺すぞ。」と言って脅迫し、被害者を抵抗できないようにした上で現金1万円を奪い取り、その際、被害者に対し、加療1週間を要する顔面打撲のけがを負わせたという事実で起訴された。

### 2 検察官の主張(検察官の冒頭陳述)

#### ● 事実関係について

被告人は、事件前日の夜から友人と酒を飲み、事件当日の午前3時ころ、いったん帰宅したが、再度外出し、本件の現場に行った。

被告人は、午前4時ころ、金を奪う目的で、通り掛かった被害者に対し、顔面を殴り、首を絞めながら「金を出せ。出さんと殺すぞ。」と脅した上、さらに顔面を殴った。被害者は、被告人がさらに殴るそぶりを見せたため、恐怖の余り現金1万円を差し出し、被告人はこれを奪って逃げた。被害者は、被告人の暴行により顔にけがをした。

検察官は、このような事実について、被害者の証言、実況見分調書、犯行現場にある歯科医院の院長の供述調書、診断書により立証する予定である。

#### ● 被告人の罪が強盗致傷罪となることについて

強盗とは、金品を奪う目的で、通常、相手の人を抵抗できなくさせるのに十分なほど強い暴行や脅しを加えた上で、これらを奪う犯罪である。

被告人は、被害者に対し、初めから金を奪う目的で起訴事実のとおりの暴行・脅迫を加えたものであり、また、この暴行・脅迫は、被害者を抵抗できなくさせるのに十分なほど強いものであった。その上で、被告人は金を奪い、被害

者にけがをさせているので、被告人の罪は強盗致傷罪となる。

### 3 弁護人の主張（弁護人の冒頭陳述）

#### ● 事実関係について

被告人が、被害者の顔を四、五回殴り、けがを負わせたこと、被害者に「金を出せ。」と言って、現金1万円を受け取ったことは間違いない。

しかし、被告人は、路上で被害者から顔をじろじろ見られたことに腹を立てて被害者の顔を殴ったのであって、その際には、被害者から金を取ろうという意図は持っていなかった。また、被告人は、被害者の顔を殴った後に、金を脅し取ろうと考え、被害者に対して、「金を出せ。」と言って、1万円を受け取っているが、その際、首を絞めたことも、「出さんと殺すぞ。」と言ったこともなく、その後に被害者の顔を殴ったこともない。

#### ● 被告人の罪が傷害罪と恐喝罪となることについて

恐喝罪は、金品を得る目的で、人を脅迫するなどしてこれらを受け取る犯罪である。脅迫などが通常、相手の人を抵抗できない状態にさせるのに十分なほど強いものでない場合には、強盗罪でなく恐喝罪になる。

まず、被告人が被害者を殴ってけがを負わせた点については、金品を得る目的でのものでないので、傷害罪になる。次に、被告人は金を脅し取ろうと考えた後は、「金を出せ。」と言っただけであり、それ以上の脅迫や何らの暴行も加えていないのであり、被害者は抵抗できない状態にはなかった。したがって、被告人が被害者から金を受け取った点については、恐喝罪になる。

(別紙第2)

意見交換要旨等（模擬評議について）

- すべての事実関係を細部まではとても覚えていられないので、議事録みたいなものがある、それに基づいて認定しながら進めていくことはできないか。
- 最高裁判所において、音声認識システムというマイクをとおして入った音声を文字に換えていくシステムが研究開発されている。変換率が100パーセントではなくそれだけでは十分な議事録としては使えないが、音声認識システムにより得られた文字データを映像・音声データとリンクさせることにより、文字データをいわばインデックスとして利用し、証言の中から確認したい部分を速やかに検索して確認することができる。
- 人の顔のイメージでは、どちらかという被害者の方が悪人面で損をしていると思ったが、改めて先入観を持って臨んではいけないことが分かった。被告人はどういう人物なのか、計画性のある本当に悪い人物なのか、そこが分からないと結論が出せないように思った。
- 今回は、検察官、弁護人の主張がパンフレットにまとめられているが、実際の審理の際には、資料として配布されるのか。
- 現在、当庁で行われている模擬裁判では、ある程度整理した書面を裁判員役の方にお渡ししているが、実際の裁判においても、検察官、弁護人の冒頭陳述で使用されたパワーポイントの資料は、配布されると思われる。ただし、通常は、パワーポイントのモニターをその場で見てもらうことになるので、配布される資料は、項目的なものとなるのではないか。
- 裁判員裁判の審理時間はどれくらいなのか。DVDにあったコーヒーブレイクまでの時間は随分あり、本当に疲れたという感じがした。
- 今回のDVDの事件が本当の裁判員裁判だとすると、1日目の午前中に選任手続が行われ、本日ご覧いただいたDVDの公判部分、法廷での審理が1日目の午後から行われ、早ければ論告弁論まで1日目で終わることが考えられる。

もっとも1日目の午後で終わるか、2日目までかかるかどうかは検察官、弁護人の尋問時間などによる。審理や評議中には何度も休憩をとりながら、進められることになる。

- 1日目の午後だけで審理が終わる事件もあれば、2日目にも審理を行う事件もある。審理後に評議をすることになるが、評議はまとめて最後にするというものではなく、1日目を終わったところでも中間的に行われることがあるし、徐々に心証を整理していくように行われる。本日はDVDを視聴していただいた後、直ぐに評議をしていただいたので、頭を整理する時間を設けることができなかったが、実際は徐々に整理しながらやっていくことになる。
- コーヒーブレイクまでがどの程度の時間なのかということについては、20年くらい前にアメリカのニューヨーク等で陪審員法廷を見学した際の例だと、大体90分審理して15分とか20分程度のブレイクがとられていた。
- 90分は長い。過去の経験では40分で10分程度の休憩をとった。集中力はその日の体調にも左右され、持続させるのは難しい。また、最初に論点になる事項を明確にしておけば、集中するところと、少し休むところが分かるのではないか。そういう資料を用意していただくことは可能か。
- 例えば、検察官の論告求刑と弁護人の弁論との間に、30分くらい休憩をとり、双方の主張を整理、確認してから次に進むということは可能である。
- そうしてもらえると、どこをしっかりと聞くのかが分かる。それが紙に書いてあると、よりメモをとり易くなる。
- 被告人がどういう人物なのかが、このDVDからは分からなかった。実際の裁判では、学校時代の先生や家族が出てきたりするのかな。審理過程で、裁判の経過の中でどんな人物なのかが分かるようになるのかな。
- 本当に被告人がどんな人なのかを知りたいと思えば、微に入り細に入り証拠を調べることになる。今までの裁判ではそういうこともあったが、あまりそこを重視すると「性格が悪いので信用できない」ということにもなり、刑事手続

上は、「性格が悪い」ということの立証はやめようということが言われている。過去の模擬評議でも、やはり被告人のすべてを知って判断したいという意見が出されたことがあったが、中途半端な先入観は持たない方がいいという意見もあった。今後、裁判員裁判になれば、時間が限られているので、そういう証拠はあまり出てこないことが考えられる。

- 評議の際には、計画性のない強盗だと述べたが、実は、自分の言っている意味がよく分かっていない。法律的な知識がないので、強盗と恐喝でどういうふうに罪が違うのか、計画性の有無でどれくらい刑罰が違ってくるのかも分からない。どの程度、法律的な知識を教えてもらえるのか。
- 実際の裁判では、裁判官は必ず法律的な説明をしなければならないことになっているので、整理しながら議論を進め、評議の際だけでなく、場合によっては審理の初めに説明することもある。法律的な点は一度説明したら分かるというものではないので、会話の中で可能な限り説明していくことになる。
- 強盗なのか恐喝なのかという点については、計画性の問題ではなく、反抗を抑圧する程度の暴行脅迫が加えられたかが分かれ目であり、この点は、評議や弁護人の弁論でも欠落していた。また、被告人はどのような人物かという点については必要ないと考えている。しかし、多くの裁判員はそこに引っ張られることが考えられるので、裁判員には、被告人と同じ国民として、証拠に向き合って裁いてほしい。現在の刑事裁判では、被告人は手錠、腰縄という姿で衆目にさらされているが、裁判員裁判になるとそういうことはなくなると思われ、とにかく先入観なしに、正に証拠に向き合ってほしいというのが弁護士としての要望である。
- 事実を確認することは、非常に難しい。証拠が山ほどあればできるかもしれないが、殴った、殴ってないという事実について、素人が証拠で確認するのは非常に難しい。また、検察官の論告はオーバーな感じを受け、弁護人の弁論は、減軽を狙った主張だという印象を受けた。

- 確かに、殴ったのか、殴っていないのかというシンプルな事実ほど、客観的な証拠がない場合に、心証がとりにくいということはある。
- 検察官は検察官の主張だけを言い、弁護人は弁護人の主張だけを言っていたように思う。弁護人の殴っていないという主張に対する反論、反証について、検察官が反論して、検察官の反論が正しいのかどうかを私たちが判断するのであればやり易いと思うが、何となく二つの意見がぽんと私達に投げ出された気がして、私にとっては判断がしにくかった。
- 単に検察官、弁護人から意見を示されただけでは分からない。示談書、嘆願書が出されても、交通事故の示談書のイメージしかないので、法律的な意味、刑事事件での示談についてどういう判断、考えをするのかが分からなかった。
- 本日の模擬評議の体験は非常に勉強になった。事実を聞き取って記録するということができなかった。録音による記録化が裁判員制度のスタートと同時に実施されるということは分かった。模擬評議を体験してみて、論点を予め教えてほしいと思った。また、初めて裁判員になる人に、審理に臨むに当たっての心構えとか、メモをとることを事前に話しておくことがよいと思う。
- 証拠に向き合うのだということは分かった。情状をどの程度考えていけばよいか少し分からない。
- 裁判では、まず事実を認定し、認定した事実で有罪か無罪か、どのような犯罪が成立するのかを判断することになる。有罪であれば、次にそれに見合った刑について判断するが、情状は、その際に考慮される。情状で認定する事実を歪めることはしてはならず、ひどい事件だから証拠が薄いけど有罪にしようとか、可哀想だから証拠はあるけど無罪にするということとはできない。事実認定と情状とは分けて考えることになる。
- 今回のDVDの判決結果について、全国の例では強盗致傷の成立はやむなしで、3年間執行猶予という情報がいくつもある。弁護士として、このDVDの弁護士がどういう弁護活動をしてきたのかという点で見てきたが、本件ではあ

まりできていない。本日の模擬評議の意見では、多数は被告人に最初からは強盗の意思はなく、途中からその意思が生じたという意見であった。弁護人はその点を争っていたものの、証拠に基づき突き詰めていない。また、被害者に左右顔面打撲の傷害が生じている点、歯科医院の窓ガラスが割れている点について、証拠に基づいてどのように突き詰めるかが抜けていた。弁護人のできていなかった点が、結局、最後まで皆さんがひっかかっていた点であったと思う。

- 強盗致傷の法定刑は6年以上の懲役となっており、原則実刑というくらい非常に重い罪である。ただし、被告人に酌むべき事情があり、酌量減軽の上で懲役3年ということになれば、法律上執行猶予を付けることが可能になる。